環境館

マスコットキャラクター「クリン」
鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

ごみの不法投棄は犯罪です

廃棄物対策課
382-7609　382-2214
haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

ごみの不法投棄は、環境に悪影響を及ぼすだけでなく、まちの美観を損ない、財産を侵害する犯罪行為です。私たちの手で、不法投棄のない美しいまちを目指しましょう。

本市の不法投棄の現状

不法投棄の通報件数は減少傾向にありますが、昨年度で50件もの通報がありました（図1）。不法投棄品目の内訳は、家庭や事業から出る一般廃棄物が約4割、粗大ごみ（自転車含む）が約3割、処理費用のかかる家電4品目が約1割となっています（図2）。

図1.不法投棄通報件数（廃棄物対策課通報分）

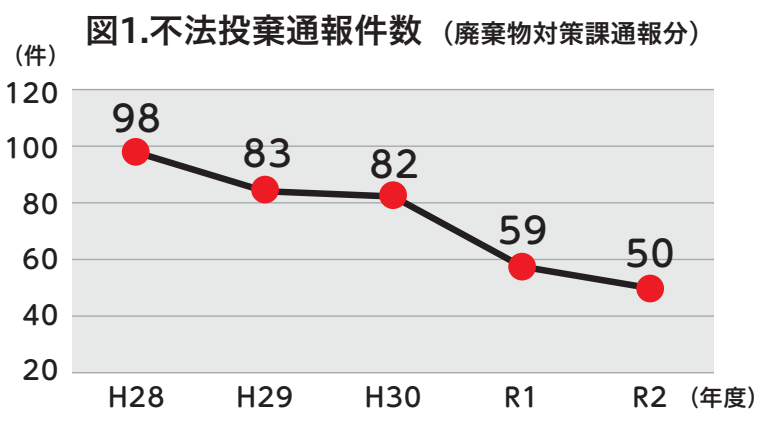

図2.不法投棄品目内訳（令和2年度）

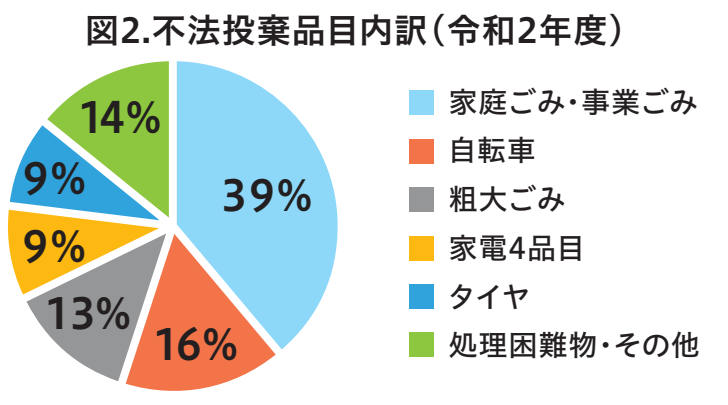

不法投棄をすると、どんな罰則があるの？

5年以下の懲役
もしくは
1,000万円以下の罰金
またはその両方が
科せられます。

不法投棄対策

本市では、不法投棄のないまちを目指して、次の対策を継続して実施しています。

▶市内のパトロール

市内約70カ所の不法投棄多発箇所をパトロールし、清掃することで清潔に保ち、不法投棄の未然防止につなげています。

市内を巡回しています。

▶看板の支給

不法投棄を未然に防ぐために、土地所有者などに看板を支給しています。

▶監視カメラの設置

不法投棄多発箇所に監視カメラを設置し、抑止対策を講じています。

▶投棄者への警告・指導

投棄されたごみに警告ステッカーを貼り、投棄者にごみの撤去を促しています。また、関係機関と連携して、投棄者へ原状回復の指導を行っています。

不法投棄を防ぐためにも、まちをきれいに

ボランティア清掃活動は、まちの美観を保ち、不法投棄されにくい環境へとつながります。本市では、このような市道などのボランティア清掃活動に対してごみ袋の支給やごみの回収の支援を行っていますので、ぜひご活用ください。詳しくは、廃棄物対策課までお問い合わせください。